

## SOS ニュース

### 介護で生かそう地域包括支援センター

国は「地域包括ケアシステム」というネーミングで在宅医療と在宅介護を基軸とした医療・介護施策を推し進めている。いわば介護と看取りの中心を「病院や施設」から「在宅」に移行していくという意味であります。地域における介護相談の最初の窓口となるのが「地域包括支援センター」です。高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他日常生活支援などの相談に応じてくれます。

「地域包括センター」は原則市町村に1ヶ所以上設置することになっておりますが、市町村によっては、定数に決まりはありませんので、数多く配置しているところもあります。

なお、地域包括支援センターが担当する地域を「日常生活圏域」といい、人口2～3万毎に1つ域包括支援センターの担当地域を指し、介護保険サービスの「地域密着型サービス」もこの地域内で行われます。各センターには専門職員として、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーが配置され、主に地域内に住む高齢者の「総合相談」「介護予防」「サービスの連携・調整」などの業務を行います。それぞれの役割は

\*社会福祉士：総合相談の窓口（電話、来所、訪問対応）など

\*保健師：介護予防、虚弱高齢者への支援など

\*主任ケアマネジャー：介護の支援、虐待・困難事例、事業者のケアマネージャからの相談など

◎以上「地域包括支援センター」について説明してきましたが、各市町村ではそれぞれ独自の介護支援のための講座・教室を開いて介護予防の呼びかけを行っています。例としてある市の事例をあげますと

\*運動教室：理学療法士の指導のもと短期間で運動機能を向上させる目的

\*体操教室：「地域包括支援センター」が実施主体として行う介護予防の教室

\*認知症予防サポーター養成講座：認知症の人とその家族の応援者の育成

皆様のお住まいの地域での「地域包括支援センター」の活動内容を調べた上で、有効に活用しましょう。